

「ふくい健幸美食」社員食堂版 募集要項

1 目的

福井の豊富な食材・特産品を活かした低塩分で野菜たっぷりのメニューを募集し、各社員食堂・学生食堂で提供することで、県民の健康を食生活の面からサポートできる環境を整備することを目的とします。

2 募集内容

次の条件を満たすメニューを「ふくい健幸美食」として募集します。

○定食方式の場合

次の条件を全て満たす1回の食事メニュー

- 1) 主食（ごはん、パン、麺）、主菜（肉、魚、卵、大豆製品）、副菜（野菜、きのこ、いも、海藻料理）がそろっていること。
- 2) 主食の量が調節できること。
- 3) 副菜が2皿以上または副菜と果物が合わせて2皿以上あること。（野菜1皿の目安重量は70g、果物1皿の目安重量は100g）
- 4) 主食以外の熱量が300～400kcalであること。（主食が標準量の時、全体の熱量が550～750kcal）
- 5) 食塩相当量を3gまでにすること。
- 6) 福井県産の食材・特産品または福井らしい食材を2品目以上（県産米を含む）使用し、健康に配慮したネーミングを工夫すること。

○カフェテリア方式の場合

次の条件を満たすモデル的な料理の組合せメニュー（利用者に提示すること）

- 1) 主食（ごはん、パン、麺）、主菜（肉、魚、卵、大豆製品）、副菜（野菜、きのこ、いも、海藻料理）がそろっていること。
- 2) 主食の量が調節できること。
- 3) 副菜が2皿以上または副菜と果物が合わせて2皿以上あること。（野菜1皿の目安重量は70g、果物1皿の目安重量は100g）
- 4) 主食以外の熱量が300～400kcalであること。（主食が標準量の時、全体の熱量が550～750kcal）
- 5) 食塩相当量を3gまでにすること。
- 6) 福井県産の食材・特産品または福井らしい食材を2品目以上（県産米を含む）使用し、健康に配慮したネーミングを工夫すること。

○すべての供食形態（定食方式、カフェテリア方式、その他）

次の条件を満たす汁物（みそ汁、スープ等）

認証基準：以下2つの基準を満たすこと（1人前当たり）

①野菜（いも類、きのこ類、藻類、大豆類以外の豆類も含む）の使用量が70g（生重量）以上

②塩分0.8%以下

3 募集要件

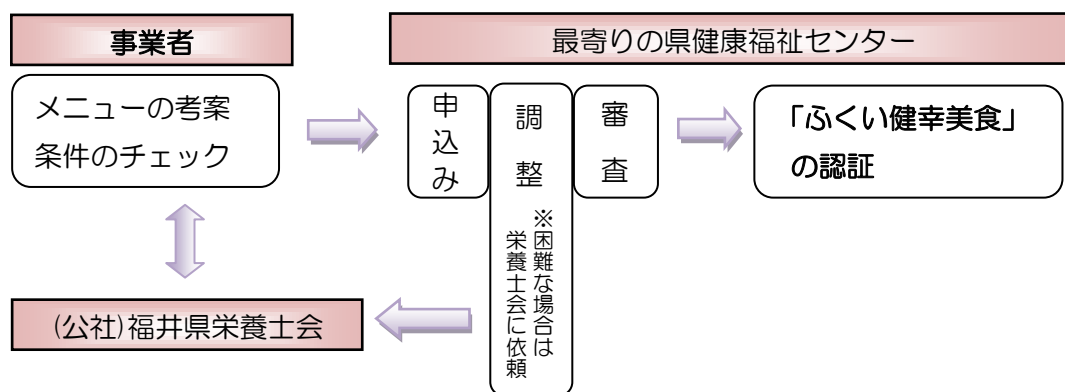
11月中の連続する5日間（休日を挟んで前後5日間でも可）、または、11月中は週1回以上かつ月4回以上の頻度で、「ふくい健幸美食」を提供してください。
※11月以降にも提供できる社員食堂は「ふくい健幸美食」の名称を引き続き使用できます。

4 募集期間

平成28年8月1日（月）～9月16日（金）

※写真添付など最終的な書類提出は平成28年9月30日（金）までとしますので、
応募したい場合は9月16日（金）までに下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

5 申請から登録までの流れ



6 申込・お問合せ先

最寄りの県健康福祉センター（保健所）「ふくい健幸美食」担当係

	施設名	住所	電話番号
1	福井健康福祉センター 健康増進課	福井市西木田2丁目8-8	0776-36-3429

2	坂井健康福祉センター 福祉健康増進課	あわら市春宮 2 丁目 21-17	0776-73-0609
3	奥越健康福祉センター 地域保健福祉課	大野市天神町 1-1	0779-66-2076
4	丹南健康福祉センター 健康増進課	鯖江市水落町 1 丁目 2-25	0778-51-0034
5	丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	越前市文京 2 丁目 13-39	0778-22-4135
6	二州健康福祉センター 地域保健課	敦賀市開町 6-5	0770-22-3747
7	若狭健康福祉センター 地域保健課	小浜市四谷町 3-10	0770-52-1300

7 申込方法

応募用紙に必要事項を記入の上、メニューの写真を添えて申し込んでください。

8 応募に関するメリット

- 1) 無料で管理栄養士・栄養士（(公社)福井県栄養士会・県健康福祉センター）による栄養成分チェック、調理相談が受けられます。
- 2) 「ふくい健幸美食」に認証されたメニューを提供する社員食堂は「メニューガイド」で、11月上旬から広報するとともに県ホームページ等に掲載します。
- 3) 「ふくい健幸美食」に認証されたメニューを提供する社員食堂には、「ふくい健幸美食」のロゴが入った普及啓発品を配布します。また、認証されたメニューをPRする際は、そのロゴを自由に使用できます。
- 4) 「ふくい味の週間」（平成28年11月13日（日）～20日（日））の協力店として様々なところで広報します。

9 注意事項

- 1) 「ふくい健幸美食」の名称は、前述の手続きを経て、各県健康福祉センターで認証したメニューにのみ使用できるものとします。
- 2) 認証されたメニューは、申込みと同時に「ふくい健幸美食」として、公表されることに同意したものとみなします。
- 3) 応募する事業所は、過去3年間、食中毒等による行政処分を受けていないことが条件となります。
- 4) 今回認証したメニューを提供する社員食堂は、年間を通じて新たなメニューの認証を受けることができます。
- 5) 今後の参考とするため、今回認証したメニュー（カフェテリア方式の場合は、組合せメニュー）を提供する社員食堂は、その販売数について、計上できるようにしておいてください。（12月以降にアンケートを実施します。）